

6 補助事業の変更・廃止

補助事業の内容を変更・廃止する場合には、承認が必要となりますので、委託事業者へ御相談願います。

6-1 軽微な変更（事業費20%未満の増減）

変更承認申請書の提出は基本不要ですが、事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、事前に委託事業者へ御相談願います。

（例：実施月を変更する、行事の回数を変更する、予算を一部変更する等）

6-2 補助対象事業費の20%以上の増減となる場合

変更承認の申請が必要です。

＜提出書類＞様式の入手については、P24を御覧ください

- ① 変更承認申請書（様式第2号）

6-3 補助事業をやめる（廃止する）場合

事業廃止の申請が必要です。

＜提出書類＞様式の入手については、P24を御覧ください

- ① 補助事業中止（廃止）申請書（様式第3号）